

専攻建築士制度の普及及び促進に係る補助金交付要領の制定

建築士の知識及び技能を社会に明示するための制度に関する規則第17条に基づき、次のとおり、専攻建築士制度の普及及び促進に係る補助金交付要領を定め、その施行の日から、当該要領に定めるところにより、専攻建築士の称号を使用した広告又は宣伝活動を推進する事業を行う。

専攻建築士制度の普及及び促進に係る補助金交付要領

(目的)

第1条 この要項は、専攻建築士の称号を使用した広告又は宣伝活動を推進することにより、専攻建築士制度が広く一般市民の関心の対象となり、専攻建築士制度の普及及び促進に寄与することを目的とするものであり、これに資する会員の活動に対する「補助金（以下「補助金」という。）」の交付に関して必要な事項を定めるものである。

(補助の対象となる行為)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象は、専攻建築士の認定を受けた会員が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合とする。

- (1) 広く一般市民に購読されることを目的として販売又配布される新聞、雑誌その他の印刷物等（概ね100人以上の一般市民の購読が見込まれるものに限る。）を対象として、建築物の設計又は工事監理、その他の建築に関する広告・宣伝、投稿・対談・取材記事、その他これらに類するもの（折り込み広告を含む。）を掲載し、又は掲載された場合において、その広告主その他の関係者の肩書きとして専攻建築士の称号を使用したとき
- (2) 一般市民を対象とした建築物の設計又は工事監理、その他の建築に関するテレビ、ラジオ等の番組（概ね100人以上の一般市民の視聴が見込まれるものに限る。）に出演した場合において、その肩書きとして専攻建築士の称号を使用したとき
- (3) 一般市民を対象とした建築物の設計又は工事監理、その他の建築に関する講演会、研修会、展示会その他これらに類する催事（30人以上の一般市民の参加があったものに限る。）において、講師、演者その他の主催者側の関係者として参加者の対応に当たった場合において、その肩書きとして専攻建築士の称号を使用したとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、建築士の知識及び技能を社会に明示するための制度に関する規則第8条の専攻建築士審査評議会がこの要領の目的に照らして適当であると認めた行為をしとき

(補助金の交付申請)

第3条 この要領による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の

交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、及び前条の補助の対象となる行為が行われたことを証するものを添付して、その所属支部を通じて会長に申請をしなければならない。

- 2 前項の所属支部は、申請者の申請を受けたときは、速やかに当該申請書及び関係書類を本会の事務所に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第4条 会長は、前条の申請を受けたときは、次の各号に掲げる事項について申請の内容を審査し、補助金を交付するかどうか及びその補助金の額を決定するものとする。

- (1) 第2条各号に該当する行為であるかどうか
- (2) 第2条各号の行為の媒体となる、新聞・雑誌、番組、催事等が、この要領の目的に照らして有効で、かつ、効果的なものであるかどうか
- (3) 新聞・雑誌、番組、催事等の内容に消費者が不利益を被るおそれのある虚偽又は過大な表現が含まれていないかどうか
- (4) 建築士の品位を損なう内容のもの又は特定の相手方を誹謗中傷する内容のもでないかどうか

（補助金等の交付）

第5条 会長は、前条第1項の認定をしたときは、本会の予算の範囲内において、1件の申請につき4千円以内で補助金の額を決定し、これを申請者の所属支部を通じて申請者に交付する。

- 2 会長は、補助金の交付申請及び交付に係る手数料として、前項の補助金に1千円を添えてその所属支部に送付する。
- 3 第1項の補助金は、1人の会員につき年間2件を上限とし、本会の予算の範囲内で交付する。

（審査に係る事務の委任）

第6条 会長は、専攻建築士審査評議会に第4条の審査にかかる事務をさせることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行前に改正前の継続的な能力の開発の促進に関する規則の規定により置かれたプログラム審査評議会は、その任期が満了するまでの間、建築士の知識及び技能を社会に明示するための制度に関する規則により置かれた専攻建築士審査評議会とみなし、この規則を適用する。

（説明）

専攻建築士制度の普及及び促進のため、これに資する会員の活動に対して補助金を交付するに当たり、その事務処理に必要な事項を定めようとするものである。

| 専攻建築士制度の普及及び促進に係る補助金交付要領 | 解説 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、専攻建築士の称号を使用した広告又は宣伝活動を推進することにより、専攻建築士制度が広く一般市民の関心の対象となり、専攻建築士制度の普及及び促進に寄与することを目的とするものであり、これに資する会員の活動に対する「補助金(以下「補助金」という。)」の交付に関して必要な事項を定めるものである。</p> <p>(補助の対象となる行為)</p> <p>第2条 この要領による補助金の交付の対象は、専攻建築士の認定を受けた会員が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合とする。</p> <p>(1) 広く一般市民に購読されることを目的として販売又配布される新聞、雑誌その他の印刷物等(概ね100人以上の一般市民の購読が見込まれるものに限る。)を対象として、建築物の設計又は工事監理、その他の建築に関する広告・宣伝、投稿・対談・取材記事、その他これらに類するもの(折り込み広告を含む。)を掲載し、又は掲載された場合において、その広告主その他の関係者の肩書きとして専攻建築士の称号を使用したとき</p> <p>(2) 一般市民を対象とした建築物の設計又は工事監理、その他の建築に関するテレビ、ラジオ等の番組(概ね100人以上の一般市民の視聴が見込まれるものに限る。)に出演した場合において、その肩書きとして専攻建築士の称号を使用したとき</p> <p>(3) 一般市民を対象とした建築物の設計又は工事監理、その他の建築に関する講演会、研修会、展示会その他これらに類する催事(30人以上の一般市民の参加があったものに限る。)において、講師、演者その他の主催者側の関係者として参加者の対応に当たった場合において、その肩書きとして専攻建築士の称号を使用したとき</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、建築士の知識及び技能を社会に明示するための制度に関する規則第8条の専攻建築士審査評議会がこの要領の目的に照らして適当であると認めた行為をしたとき</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第3条 この要領による補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付申請書(様式第1号)に必要な事項を記載し、及び前条の補助の対象となる行為が行われたことを証するものを添付して、その所属支部を通じて会長に申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の所属支部は、申請者の申請を受けたときは、速やかに当該申請書及び関係書類を本会の事務所に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第4条 会長は、前条の申請を受けたときは、次の各号に掲げる事項について申請の内容を審査し、補助金を交付するかどうか及びその補助金の額を決定するものとする。</p> <p>(1) 第2条各号に該当する行為であるかどうか</p> <p>(2) 第2条各号の行為の媒体となる、新聞・雑誌、番組、催事等が、この要領の目的に照らして有効で、かつ、効果的なものであるかどうか</p> <p>(3) 新聞・雑誌、番組、催事等の内容に消費者が不利益を被るおそれのある虚偽又は過大な表現が含まれていないかどうか</p> <p>(4) 建築士の品位を損なう内容のもの又は特定の相手方を誹謗中傷する内容のもでないかどうか</p> | <p>第2条各号のいずれの場合であっても、第1条の目的のとおり、専攻建築士制度の普及及び促進に資するものであることが必要であり、第4条第4号のとおり、建築士の品位を損なう内容のものや、特定の相手方を誹謗中傷する内容のものは認められません。</p> <p>第2条第4号に該当する例としては、WEBを活用したメールマガジン(概ね100人以上の一般市民が購読の登録をしているものに限る。単なるHPやブログ等の公開は対象になりません。)等で、設計又は工事監理、その他の建築に関する内容であり、かつ、良質な建築物の建築の推進に資する内容のもの等が考えられます。</p> <p>申請は、必ず所属支部を通じて行われなければならない。また、補助金の交付も第5条第1項のとおり、支部を通じて行われます。</p> <p>様式第1号の申請書のほか、広告等の切り抜き、ポスター若しくはチラシ又はこれらのコピー、録音、録画等、補助の対象となる広告等の状況がわかるものを提出してください。</p> |

| | 解説 |
|---|--|
| <p>(補助金等の交付)</p> <p>第5条 会長は、前条第1項の認定をしたときは、本会の予算の範囲内において、1件の申請につき4千円以内で補助金の額を決定し、これを申請者の所属支部を通じて申請者に交付する。</p> <p>2 会長は、補助金の交付申請及び交付に係る手数料として、前項の補助金に1千円を添えてその所属支部に送付する。</p> <p>3 第1項の補助金は、1人の会員につき年間2件を上限とし、本会の予算の範囲内で交付する。</p> | <p>会員からの補助申請の受付や会員への補助金の交付などの事務経費は、1件の申請につき1千円を支部へ負担します。ただし、申請があっても補助金の不交付が決定した場合は、事務経費を負担できませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>補助金の交付は、特定の申請者に偏ることのなうよう、1人当たり年間2件までとなっています。</p> <p>1件の広告、宣伝等に2人以上の専攻建築士を掲載した場合であっても、申請は1件として取り扱い、補助金の額は4千円となります。</p> <p>補助金は、本会の予算の範囲内（専攻建築士制度支出）で交付されることとなりますので、交付申請が多数の場合は、先着順となり、補助の要件を満たしていても、補助金が交付されない場合があります。</p> <p>ただし、この制度が、当初の想定を超えて好評で、かつ、その効果が顕著である場合は、予算の補正等の必要な措置を講ずるよう検討します。</p> |
| <p>(審査に係る事務の委任)</p> <p>第6条 会長は、専攻建築士審査評議会に第4条の審査にかかる事務をさせることができる。</p> | <p>補助金の交付決定に係る審査は、毎月第1水曜日に行う専攻建築士審査評議会の専門部会において行うことを予定しています。</p> |
| <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> | |
| <p>第1条 この規則は、平成21年7月1日から施行する。</p> | <p>補助金の交付申請は、平成21年7月1日から受付を開始します。</p> |
| <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この規則の施行前に改正前の継続的な能力の開発の促進に関する規則の規定により置かれたプログラム審査評議会は、その任期が満了するまでの間、建築士の知識及び技能を社会に明示するための制度に関する規則により置かれた専攻建築士審査評議会とみなし、この規則を適用する。</p> | |
| <p>(説明)</p> <p>専攻建築士制度の普及及び促進のため、これに資する会員の活動に対して補助金を交付するに当たり、その事務処理に必要な事項を定めようとするものである。</p> | |